

平成26年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM大規模案件形成可能性調査事業委託業務に係る提案書等審査基準及び採点表

委員名：		提案者名：		
提案書作成事項	審査項目	審査基準	配点	得点
1 業務に対する理解度 (別添1)	アジアの低炭素社会実現のためのJCM大規模形成支援事業に対する理解度	アジアの低炭素社会実現のためのJCM大規模案件形成可能性調査事業委託業務に対する専門的知見の有無とどのような業務内容が必要であるかの理解度について評価する。	10	10
2 業務実施方法等の提案 (別添1)	①実施計画の効果・効率性、実施可能性・先進性、面的展開の可否	・事業の実施計画・内容が妥当かつ効果的・効率的なものか。 ・事業の実施計画・内容に先進性が認められるか。 ・事業が面的（国、都市や地域）な展開が期待できるか。 ・日本国の技術が活用されたものか。 ・JCMプロジェクト実現のための施策内容が妥当か。	10	50
	②提案者の妥当性・事業実施体制	・提案者は対象国・都市や地域に精通しているか。 ・提案者は提案事業分野について高い専門性を有しているか。	10	
	③相手国・都市や地域のステークホルダーの妥当性、事業実施体制、興味・関心度合い、提案者との過去の経験	・相手国・都市や地域のステークホルダーが妥当か。 ・ステークホルダーが事業を着実に実施しうる適切な実施体制が構築されているか。 ・ステークホルダーが提案事業に興味関心があるか。 ・ステークホルダーから提案事業への関心表明レター等があるか。 ・提案者は上記ステークホルダーと案件を遂行した経験があるか。	10	
	④本邦技術等の優位性、本邦法制度等の汎用性	・事業分野で活用される本邦技術に優位性があるか。 ・上記本邦技術の相手国への導入可能性は高いか。 ・相手国で事業分野に係る法制度等へ本邦制度を導入することは可能か。	10	
	⑤CO2削減効果	・CO2削減効果の考え方、算出方法が正しいか。 ・調査を想定している事業を実施した場合、実施直後のCO2削減量が多いか。 ・調査を想定している事業は早期実施は可能か。 ・調査を想定している事業を実施した場合、将来のCO2削減量が多いか。	10	
3 業務実施フロー (別添1)	業務遂行の確実性	業務が無理なく実施できるかどうかについて評価する。	5	5
4 業務実施体制 (別添1)	配置予定の管理技術者の経歴、手持ち業務等	配置予定の管理技術者の実務経験の内容等を評価する。また配置予定の管理技術者の手持ち業務は10件以上を0点とする。	5	10
	業務の内容ごとの業務従事者の配置、役割分担等	他機関との連携も含め適切な作業分担により執行体制が構築されているか評価する。	5	
5 業務実績 (様式任意)	過去におけるアジアの低炭素社会実現のためのCDM/BOCM/JCM案件形成支援事業に関連する業務の実績	業務実績、内容及び件数を考慮し、評価する。 アジアの低炭素社会実現のためのCDM/BOCM/JCM案件形成支援事業に関連する業務の実績が3件以上あれば可(2点)とし、内容や件数によって加点する。	10	10
6 組織の環境マネジメントシステム認証取得状況 (コピー可)	事業者の経営における主たる事業所（本社等）において、ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージ、地方公共団体による認証制度などのうち、第三者による環境マネジメント認証取得の有無、有の場合は認証の名称を記載し、証明書の写しを添付すること。ただし、提案書を提出する時点において認証期間中であること。	事業者の経営における主たる事業所（本社等）において、環境マネジメント認証取得があるか。1つでもあれば加点（5点）する。ただし、提案書を提出する時点において認証期間中であること。	5	5
7 見積価格・積算内訳 (別添2)	提案内容に対する価格の妥当性及び経費内訳の妥当性を評価する。		10	10
合 計			100	

注1) 提案書等において、提出者の外部協力者へ再委任又は共同実施の提案を行う場合、業務における総合的な提案及び判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委任等してはならず、そのような提案書等は不合格として、選定対象としないことがある。

注2) 積算内訳書において、再委任に係る外注費が見積価格の1/2以上である場合は、不適切として、選定対象としないことがある。

注3) 平成25・26・27年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「調査・研究」において、提案書等の提出期限までに、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けられていること。

平成25・26・27年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）のないものは、提案書提出時には、環境省競争参加資格（全省庁統一資格）申請書を提出し、採択決定までに環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を提出すること。

これらを満足しない場合、不合格として選定対象としない。

【採点基準】

(5点満点の場合)	(10点満点の場合)
・優（十分満足できる） 5点	・優（十分満足できる） 10点
・良（満足できる） 3点	・良（満足できる） 6点
・可（満足できるレベルよりやや劣る） 1点	・可（満足できるレベルよりやや劣る） 2点
・不可（満足できない） 0点	・不可（満足できない） 0点